

## 平成19年旭市議会第1回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成19年3月2日（金曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

第3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

追加日程 採決

日程第2 常任委員会議案付託

日程第3 常任委員会陳情付託

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（2名）

23番 鈴木正道

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事業者 管理	吉田象二
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
秘書広報課長	野口徳和	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課主幹	濤川孝三郎	環境課長	小長谷博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課 主幹	加瀬恭史	高齢者 福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員 事務局長	平野哲也	農業委員会 事務局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院経理課長	鍋木友孝

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議案質疑

議長（嶋田茂樹） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第37号までの37議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

平野浩議員。

14番（平野 浩） 14番、平野浩です。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計予算の議決について質問をいたします。241ページです。何点かお伺いしますのでよろしくをお願いします。

放課後児童健全育成事業についてですが、本事業が児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づいて定められているものと理解をいたしました。私は、放課後児童クラブが似たような名称でしたので包括されているものと勝手に理解をしておりました。放課後児童クラブは複数の地区の保護者の要望が市当局に挙げられていると聞いております。萬歳小を除いて14地区、萬歳小も6名の希望者があり10名に満たないというものの、補助金の対象にならないという理由ですので、ほぼ全地区と考えていいと思います。

また、県においても、放課後児童クラブのガイドラインを策定しました。このような環境の中、市長の施政方針において、日本一住みよいまちづくり、保護者が安心して働ける環境づくり等々、子育て支援や定住化など施策の柱と位置づけておりますので、今年度中には、放課後児童クラブも施策として具現化されるものと確信をいたしますが、市長の所信をまずお伺いしたいと思います。

また、共働き世帯数、ひとり親世帯数、対象児童者数、指導員数についてもお伺いいたします。

また、利用料や負担金についてはどれくらいかお伺いいたします。

補助金、助成金についてもどれくらいかお伺いいたします。

また、備品購入費356万9,000円の内訳についてお伺いいたします。

以上、何点かよろしく申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑に対し答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、市長の姿勢という話であったものですからお答えをさせていただきたいと思います。

こういった問題で、父兄が安心して子育てに専念できるように、そういった意味では、この放課後児童健全育成事業なんかは非常に大事な施策でありますから、教育委員会と相談をしながら、できるだけ父兄の便宜が図られるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から共働き世帯数についてお答えをしたいと思います。

加入申込者の中で共働きの世帯数でございますが202世帯でございます。その中で、学童加入希望児童者数でございますが、これは217名でございます。

それから、先ほどの中で、ひとり親ということについてはまだこちらの方で資料等ございませんので申し上げられないんですけれども、母子家庭、あるいは父子家庭につきましては、世帯数は調べていないんですけれども、児童数としましては、現在51名希望しているところでございます。

それから、指導員につきましては、現在39名を予算計上しているものでございます。

それと、負担金でございますけれども、国の方からは3分の1負担していただきます。ただ、これも計算が非常に難しい部分がございます、日数と人数によって負担する額が変わってまいります。

それから、備品購入費の主なものでございますけれども、平成19年度に新設する鶴巻学童、それから滝郷学童、飯岡学童、古城学童と、新たに開設場所が変わります嚶鳴学童クラブの開設に必要な机やイス等の購入費でございます。そして、既に開設されております学童クラ

ブの運営に必要な教材費購入が主なものでございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） ただいま市長より前向きに対応をしないと、そのようにお聞きしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

東総地域の中核都市を目指している中で、こつう地域福祉にかかわる問題については、定住化にもつながるし、何よりも大事なことではなからうかなと、そのように感じておりますので、ぜひとも施策の実現を図っていただきたいと、そのように思ひます。

以上で終わります。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

24番（神子 功） 平成19年度旭市一般会計予算につきまして何点かお伺いをさせていただきます。

まず、歳入の関係でございますが、歳入の確保という観点から市税について2点ほどお伺いをいたします。

1点目でございますけれども、平成19年度の予算策定に当たりましては、平成18年度の決算見込みということも考慮されて策定に当たられるという説明があったわけでございますけれども、平成18年度につきましては滞納処分ということも含めてご努力されたというふうに考えております。そういった意味で、予算編成、作成に当たりまして、平成18年度に予算組みされました滞納処分、いわゆる成果につきまして、どのように反映されていくのかどうかということについてまずお伺いをさせていただくのが1点でございます。いわゆる、どの辺の額が成果として見込まれているのかどうか具体的にお示しをいただければと思ひます。

2点目でございますが、旭市の行政改革アクションプランで示されておりますけれども、市税徴収率の向上ということで、5年の中でそれぞれ年次によりまして目標が掲げられております。現年度目標の徴収率のアップということにつきまして、平成19年度につきましては96.64%という目標が掲げられておりますけれども、平成19年度の予算策定に当たりまして、予算書に示されております徴収率とのつながりにつきましてお伺いをさせていただきたいと思ひます。どのようにお考えなのかどうかお示しをいただきたいと思います。

次に、歳出でございますが、中学生の自転車通学及び小・中学校の通学路という児童・生徒の安心・安全という観点からご質疑を申し上げたいと思ひます。

ページで申し上げますと68ページ、説明欄の2、交通安全対策事務費、ここには予算計上として1,447万1,000円が計上されており、事業を進めていくということでございます。中学生の自転車通学につきましては、特に都心部では多く事故が発生しているということも伺っておりますし、この辺では余り聞いてはいないわけですが、中学生が自転車で転んだり、けがをしたり、あるいは歩行者とぶつかったりしたりする、いわゆる事故の関係につきまして、それぞれ日常、これまでも指導されていたかと思いますが、平成19年度の予算策定に当たりまして、事故に遭ったということ考えたようなことの検討がされてきたのかどうか。例えば自転車の保険にかけるとかという保険の問題、こういったことについて議論がされ、予算に計上をされている検討がされてきたのかどうか、この点についてお伺いをさせていただきます。

2点目ですが、73ページ、防犯対策事務費の1,276万9,000円という予算計上がされております。特にここでは、常日ごろ小・中学校の通学路ということについて防犯灯が必要であると、あるいは街路灯が必要であるということの必要性は出てくるわけでございますけれども、なかなか予算が反映できないというのが実情であるというふうに判断しております。そこで、平成19年度の予算策定に当たりまして、学校から特に離れれば離れるほど街路灯が少なくなっているという観点から、地元地区からこの防犯灯についてどのような要望が挙がったものを予算計上されているかどうか、この辺のところについてお伺いをいたしたいし、また、平成19年度につきましては、それらの防犯灯についてどのような議論がされてきたのかどうかお伺いをいたしたいと思っております。

最後でございますが、昨年12月一般質問で議論をさせていただきました行政改革のアクションプランの中に、職員給与の適正化、人事考課とか、あるいは勤務の評価ということで市長とも議論をさせていただきました。平成19年度の予算策定に当たりまして、職員のやる気、意欲、そしてまた努力に報いられるような人事評価、あるいは職員の給与というものにつきまして、適正化ということに対して、給与費につきましては検討がされてきたのかどうか、この辺お伺いをいたします。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、市税に関連してのご質問にお答えいたします。

まず、平成18年度での滞納処分等の成果、これが平成19年度予算にどのように反映されて

いるかという点でございますけれども、平成18年度まだ途中でございますので、確定したというわけにはまいりませんが、平成18年度の滞納処分につきまして取り組みを強化しております。参考までに申し上げますと、平成19年度予算における滞納繰越分の調定額、これを平成18年度予算の滞納繰越分の調定額と比較いたしますと、約5,800万円ほど少なくなっております。滞納繰越分が少なくなっているという点では、成果があったと言ってもよいのではないかと考えております。

それから、2点目のアクションプランの徴収率、平成19年度においては96.64%というものをアクションプランでは目標としておるわけでございますが、これと予算の関係でございます。ただ、アクションプランは目指すべき目標とする徴収率を掲げておりますけれども、予算の場合は、歳入については確実な見込みというものが必要になりますので、予算書におきます徴収率は、近年の実績数値等から推計したものでございまして、確実に見込めるであろう徴収率を予算書で用いております。したがって、目標値であるアクションプランの数値とは違った性質のものとなっております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から、中学生が自転車等で事故に遭ったときの検討はされてきたのかということについてお答えしたいと思います。

この事故というものにつきましては、二通り考えられると思います。

一つは、加害者になった場合、それから被害者になった場合というようにあると思います。それで、被害者になった場合の保険につきましては、今回予算計上しております独立行政法人日本スポーツ振興センターの方から医療費として給付されるものでございます。ただ、加害者につきましては、今回の一般会計予算には計上されておられません。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 総務課長。

総務課長（増田雅男） それでは、私の方から防犯灯の件についてお答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、地元区長の申請により設置しております。設置場所については、農作物等の成育に支障があり設置の難しい場所もあるので、あくまでも地元の理解が得られた上での取り付けをしております。

ご質問の中身は、これ通学路の設置ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

総務課長（増田雅男） 通学路への設置につきましては、やはり地元区長から通学路への設置ということで要望のあったものについて、種々のいろいろな要件がございますので、それらをクリアした場所について設置しております。

ちなみに、平成18年度の通学路への設置灯数は18灯です。全体では77灯を設置しております。

先ほどいろいろな要件ということを申し上げましたのは、昨年も、やはり市内で通学路への防犯灯の設置ということで要望があった場所、ハウスのそばという一例がございました。それで、これはちょっとまずいので、ハウスの所有者と一応区長さんの方で協議をしていただきたいということで場所を変えた例もございます。

なお、平成19年度の街灯の設置予定数は単費で60灯を予定しております。昨年より少ないというのは、この中には、東電さんが毎年寄贈してくれる25灯は含んでおりません。

次に、人件費にかかわる人事評価の関係でございますが、平成19年度の人件費の予算計上に当たっては、勤務実績、人事評価は反映させておりません。予算は全職員が普通に昇給するものとして計上してございます。ただし、人事評価に取り組むために人事評価制度研修参加予算は計上してあります。当面は人事評価を行えるよう、先進市の状況等を勉強し、公平な評価を行えるようにしていく予定でございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） どうもありがとうございました。

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、市税の関係でございますが、1点お伺いいたします。

今のアクションプランの目標数値と実績を勘案して予算組みしたというギャップがあるわけでございますけれども、そうしますと、ギャップを埋めるためには努力が必要というふうになります。そうしますと、アクションプランに近づけていくためには、従来行っております税の徴収者のご努力が必要だと思いますけれども、そういう方向で鋭意努力していくという考え方になると思いますが、そういったことでよろしいのかどうか。また、その辺についてのお考えがあればお伺いをさせていただきたいと思います。

次に、自転車の保険の問題でございますけれども、今、課長から説明がありましたように、被害者と仮になった場合には、スポーツの保険でということについては従来のものでございますけれども、加害者については予算計上されていないということでございますが、これに

については、自転車保険があるというふうに聞いているものですから、検討されたのかどうかというふうに質疑をさせてもらいました。これは個人の問題とかいろいろ考え方があると思いますけれども、学校の方でそういったことの検討というのは、平成19年度の予算の中では検討してきたのかどうかということについて答弁がないようでございますので、その辺のところを確認させていただきます。

防犯灯の関係でございますけれども、一番ネックになるのは、田や畑といいますか、どうしても耕作者という影響があるということについては、これまでも一般質問なり、あるいは質疑等、議会でも議論をされた経過でありますけれども、子どもたちの安心・安全ということを考えて場合には、今の市の方でもかなりお骨折りをいただいて、エンジョイパトロールということで人的な指導をしていただいているわけでございますけれども、それだけではどうしても足りないのではないかということを考えて今回質疑をさせてもらいました。しかし、なかなかクリアできない状況ってありますけれども、しかし、一たん事が起きた場合には困るということもありますので、そういった意味では、クリアできるような体制をつくらなければいけないという環境の整備ということについてはどのようにお考えなのかどうか。そして、今回、平成19年度については60灯プラス東京電力からいただける25灯、合計85灯ということでございますけれども、小・中学生の通学路ということについては、この中でどの程度要望が挙がり、設置をしていこうと考えているのかどうか、この点お示しをいただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（江ヶ崎純敏） アクションプランの目標とする徴収率とのギャップを埋めるための努力でございますけれども、現在の滞納処分の強化をさらに継続してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 総務課長。

総務課長（増田雅男） 防犯灯の関係でございますが、環境整備ということでございます。あくまでも子どもたちにそういうけががないように、やはり我々としても地元、それと地権者、そういう者とよく話し合いをしながら設置をしていきたいと考えております。

それともう1件の、今年度計上した予算のうちの通学路は何灯かということですが、今の

ところ通学路ということでは要望が出ておりません。順次要望が出次第設置をしていきます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） 先ほどのご質問の中で検討したかということでございますけれども、加害者につきましては申し訳ありませんけれども検討してございませんでした。ただ、これからは、転ばぬ先のつえと申しますか、そういった面も考えていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） ありがとうございます。

大変申し訳ありません。私の方で通告をしておきました歳出、あと何点かについてまだ質疑していなかったものですから、今までの答弁はそれで結構でございますけれども、あと何点か歳出についてご質疑申し上げます。

環境衛生費につきまして、それから塵芥処理費、この点につきましてご質疑をさせていただきます。お許しをいただきます。

ページでいきますと136ページになります。

環境衛生費の説明の中に、19節東総地区広域市町村圏事務組合負担金ということで、これの説明があったわけでございますが、2,331万2,000円でございます。これについては新規ということでの計上でございますが、これらにつきまして、まず1点目といたしましては、恐らく3市で構成する負担割合というのが決定をされている中での負担金だというふうに判断しておりますけれども、この負担金の負担割合については、それぞれどういうふうになっているかどうか。全体的な予算につきましては、平成19年度は全体的にどのぐらいの予算が組まれているものかどうかお示しをいただきたいと思っております。

2点目が、この負担金をするところの組合につきましては、担当する職員は何名なのかどうか。

3点目といたしまして、先ほど申し上げました負担金による全体的な予算というのは当然人件費並びに事業費ということになると思いますが、事業内容についてはどのように予定をされているかどうか。

この点、3点お伺いをいたします。

次に、塵芥処理費の関係でございますが、ページは146ページになります。

説明の15工事請負費の関係ですが、それぞれ四つの工事が予定をされております。この四つの工事につきまして、どのような工事が平成19年度されるのかどうか、それぞれ工事内容についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（小長谷 博） それでは、まず東総地区広域市町村圏事務組合の負担金についてでございますけれども、東総広域の一般廃棄物処理事業特別会計の平成19年度の予算総額は8,050万円で3市の合計も負担金は6,545万1,000円となっております。このうち、旭市の負担割合は35.61%で、負担額は予算計上してございます2,331万2,000円となります。負担割合については、3市の全体については均等割が20%、人口割40%、処理量割が40%として算定されております。

事業会計の支出の内訳でございますけれども、総務費で4,963万8,000円、施設建設費として3,042万8,000円、予備費43万4,000円の8,050万円となっております。清掃総務費の主なものは人件費でございます。それと、施設建設費の主なものは委託料となっております。

それから、2点目の担当職員でございますけれども、これは5人でございます。

それと、事業内容でございますけれども、人件費は先ほど申し上げましたけれども、施設建設費の中で一番大きなものは委託料となっております。その委託料の中には、処理方式選定支援業務、これが381万5,000円、事業手法選定支援業務368万5,000円、それから環境アセスとして3年間、平成19年度から平成21年度までで1億5,914万円のうちの平成19年度としては1,434万円を計上されてございます。

以上でございます。

（「塵芥処理費」の声あり）

環境課長（小長谷 博） 塵芥処理費の内訳でございますけれども、焼却施設については、建設も14年を経過して機器の損傷が著しいということから定期的に整備しておりますが、来年度については、1号炉、2号炉の焼却炉の搬出コンベア及びクレーンのバケット等の交換工事を予定しております。これが1億4,109万5,000円となっております。

次に、粗大ごみ処理施設の1,060万5,000円でございますけれども、去年の爆発事故などを踏まえて、再発防止のためのガス検知器設置工事等でございます。

次に、グリーンパークの工事でございますけれども、これが1,159万5,000円ということに

ついて、埋め立て地盤の上昇に伴う堰堤のかさ上げ工事と排水処理設備の修繕工事でございます。

次に、資源ごみ処理施設の工事でございますけれども、これは金属プレス機の修繕工事でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

平野浩議員。

14番（平野 浩） 14番、平野浩です。

議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、ページは440ページ。

委託料の汚泥農地還元業務委託料157万5,000円ですけれども、その汚泥の利用方法並びに利用料についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、平野議員のご質問にお答えさせていただきます。

本業務委託料157万5,000円につきましては、市内農業集落排水事業実施地区の江ヶ崎地区、琴田地区、この2地区農業集落排水施設から発生する汚泥を農地等に還元する、こういうことによりまして、汚泥の有効利用を行うというようなことで予定をしております。

処理委託料につきましては、脱水処理した汚泥を処理するための委託料であります。

処理予定汚泥につきましては75トン平成19年度見込ませていただいております。

現在、処理委託を予定しています業者、そこから次の業者で汚泥醗酵肥料というようなものをつくりまして、それをその業者から農地還元にすべく販売等をさせていただき、そういうような予定でございます。

まだ、市内の農地の中で使ったかという実績は、実は昨年9月に肥料取締法というものがございまして、本市におきましても、農林水産大臣から許可をいただきまして、現在動いておるところであります。この許可をもらわないとイベント等で少量配るものはいいいわけなんですけれども、繰り返して、無償であっても提供することはできないという規定があります。そのようなことで、昨年、市で許可をいただきましたもので平成19年度につきましては、積極的に市内の農業者の方、あるいは農業者以外の方も含めまして、ちょっと使っていただきたいような形で動きたい。そういうふうに考えております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） どうもありがとうございました。

昨年は、分析の試験をやったようでございますけれども、今年度はそれがされておられませんけれども、そういった試験についてはどうなんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 今の、おっしゃるように、昨年につきましては、分析というよう

なことで、千葉県農業総合研究センターに依頼をいたしまして成分分析等をしております。名前はサングリーン有機というような名前で、成分等を調べさせていただきました。どうしても肥料等でリン化する場合に、成分の公開がないと使っていただける方 ちょっとなかなか使っていただけないという部分、入り口が必ず分析が必要であります。平成19年度につきましては、この業務の委託料の趣旨からしまして、手数料という性質かなってというようなことで科目を超えまして手数料の方で計上をさせていただいてございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 今の、いろいろ、この場合は人間のものなんですけれども、例えば畜産なんかの有効利用ということで、今いろいろその業については皆さん苦勞しているわけですけれども、この循環されてそれが有効に生かされるということであれば、それを改めてよく普及することが大事なことはないかなと。またそれを期待もしている部分もあると思いますので、この事業の示す循環型が名実ともによくなるように、私、畜産をやっているものと思うところでございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてご質疑申し上げます。

1点ご質疑させていただきます。ページは16ページになります。

説明欄の1、環境衛生事務費で減額予算が立てられておりますけれども、これは説明がありました。東総地域ごみ処理広域化推進協議会の負担金が減額され、これは解散によるものだというふうに説明がありましたけれども、この協議会についてはいつ解散になったのかどうか、この減額補正されているものについては、これまで協議会が運営されてきましたけれども、全体的に事業を進めてきたわけですが、これで一切この負担がなくなるということも併せまして、この額が各市に戻されたというふうに判断しておりますけれども、そういったことでよろしいのかどうかお伺いいたします。

議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

環境課長(小長谷 博) それでは、負担金の減額についてご説明いたします。

ごみ処理の広域ごみ処理については、平成19年度から、神子議員おっしゃられましたように、東総地区広域市町村圏事務組合で、今度、一般廃棄物処理事業特別会計を設置し、行うこととなりました。それで、東総地域ごみ処理広域化推進協議会は、平成18年度をもって解散することになりますので、3・4期分の額は請求しないと、その分減額するということでございますけれども。平成19年度で、まだ事業がなされなかったものという物件補償調査と不動産鑑定、それと環境アセスも、本来、平成18年度から始めるという予定であったものが、この事業、平成19年度以降に先延ばしされたことによる残があったということ聞いております。

以上でございます。

議長(嶋田茂樹) 神子功議員。

24番(神子 功) 概略で結構なもんですから、答弁漏れがありますので、この解散についてはいつ解散したかということがまだ答弁漏れでございます。

減額された内容については申し上げておりませんので、この協議会が廃止されたということについては、会がなくなるということになりますと、今まで事業を運営されてきたことに

よってプールされていたものもあるかと思いますが、全部一括それぞれ関係市の方に戻される予算になっているのかどうかという確認でございますので、その点、2点ほどもう一度確認の意味でご答弁いただきたいと思ひます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（小長谷 博） 失礼しました。

一応、平成18年度末をもって解散するということございまして、3市に残ったものについては返還されるということになっております。

協議会開催月という……ちょっと今何回かというのははっきり 協議会というのは、幹事会、担当者会議もありますけれども、その辺は、幹事会は、たしか私の記憶では3回くらいだったと思ひますけれども、それに伴って担当者会議も3回程度、平成18年度は行われたというふうに記憶してございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） これ、後でもいいと思ひますけれども、解散ということございまして、やっぱりいつ解散したかということについては、連絡というか、本会議でお示しをいただけるかと思うんですけれども、その辺の確認はされておりますでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（小長谷 博） 解散については、平成18年度末、3月31日で解散ということになっております。

議長（嶋田茂樹） 助役。

助役（重田雅行） 神子議員の質問にお答えいたしますけれども、これまで東総地域のごみの広域化の問題について、関係市が集まって任意の協議会組織でやっておりました。その組織は今年度、今年の3月末で解散する予定になっております。その後、その事務につきましては、先の議会でもご承認いただきましたけれども、東総地区広域市町村圏事務組合の方で事務を行うということでございます。そういうことをご理解いただきたいと思ひます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第27号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第29号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第32号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第33号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第34号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第35号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第36号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第37号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

#### 追加日程

議長(嶋田茂樹) おはかりいたします。議案第34号、議案第35号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第34号、議案第35号は人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第34号は同意することに決しました。

議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第35号は同意することに決しました。

## 日程第2 常任委員会議案付託

議長(嶋田茂樹) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第10号中の所管事項、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第32号の10議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第10号中の所管事項、議案第11号、議案第12号、議案第20号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第36号の15議案であります。

続きまして、建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第5号、議案第6号、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第28号、議案第33号の7議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第14号、議案第15号、議案第31号、議案第37号の7議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

ます。

### 日程第3 常任委員会陳情付託

議長（嶋田茂樹） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

公営企業常任委員会に陳情第1号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、3月16日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 以上もちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時59分